

【口頭発表】

成年後見活動における意思決定支援の構造

— 社会福祉士、弁護士、司法書士に対する質的調査より —

○ 四天王寺大学 笠原幸子 (002556)

キーワード：成年後見制度 意思決定支援 専門職

1. 研究目的

認知症、知的障がい、精神障がい等のために意思決定能力が不十分な人たちは、その人生を自律的に生きているとは言い難い。意思決定能力が不十分な被後見人(以下、本人という)を支援する後見人の役割は重要である。意思尊重と保護という対極にある理念の中で、後見人は本人の意思を尊重しつつ保護することが求められる。

本研究の目的は、福祉・法律に携わる専門職による意思決定支援の構造を明らかにすることである。成年後見活動に従事している研究協力者とともに、チームによる研究活動から得られる知見は、成年後見に携わる専門職の専門性向上に寄与するとともに、意思決定能力が不十分な人たちが、自分の力を発見し、主体的に生きることを真に支援すると考える。なお、本研究における意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定を支援するための活動をいう¹⁾。

2. 研究の視点および方法

本研究では、社会福祉士、弁護士、司法書士(表1)を対象にインタビュー調査をに実施した(2020年3月～7月)。分析方法は内容分析を採用した。インタビューガイドは「印象に残っている意思決定支援についてお話しください」とした。

3. 倫理的配慮

調査実施にあたっては、調査対象者へ調査目的を口頭と文書をもって説明し、データは個人のプライバシーの保護に十分配慮し、匿名性が確保されること、面接に際しては、語りたくないことは語らなくてもよいこと等を確認し、録音することを了承のうえ、同意書を取り交わした。なお、本研究は四天王寺大学研究倫理審査委員会の承認(IBU2019倫第24号)を得ている。

4. 研究結果

分析の結果、30の概念が生成され、《チーム支援》《意思決定支援の前提条件》《意思を形成するための支援》《意思を表明するための支援》《意思を実行するための支援》という5つのカテゴリーに分かれた。《チーム支援》では、＜支援者間で本人の情報を共有＞＜支援チームの会議に出席＞等によって構成された。《意思決定支援の前提条件》は＜家族・親族と日頃から連絡＞＜本人が何か困ったときに、相談することができる人の把握＞等によって構成された。《意思を形成するための支援》は＜自分で決められるように、必要な情報

の提供><本人を褒める>等によって構成された。《意思を表明するための支援》は<表明しやすいように、雰囲気づくりに配慮><表明する場面において、焦らせたりしない>等によって構成された。《意思を実行するための支援》は、<意思を実現するための社会資源を探す><意思決定後の日常的な見守り>等によって構成された。

信憑性の確保については、分析内容のチェックを共同研究者と行い、質的研究に詳しい研究者による継続的なスーパービジョンを受けた。さらに、インタビュー2名に結果と研究者の解釈を説明し、実践経験に照らして違和感がないか意見を聞き違和感のないことを確認した。

表1 調査対象者

調査対象	後見活動年数	資格
1	6年4ヶ月	社会福祉士
2	10年	社会福祉士
3	15年	社会福祉士
4	14年8ヶ月	社会福祉士
5	8年	社会福祉士
6	15年1ヶ月	社会福祉士
7	12年	社会福祉士
8	14年	弁護士
9	12年	弁護士
10	15年	弁護士
11	14年	弁護士
12	14年10ヶ月	弁護士
13	20年4ヶ月	弁護士
14	9年	弁護士
15	10年	弁護士
16	5年7ヶ月	司法書士
17	14年6ヶ月	司法書士

5. 考察

調査対象者の語りから、被後見人との意思疎通を通じて、①本人の障がいの状況、その特性、置かれている状況や抱かえる課題、その意向を丁寧に把握すること、②本人の支援チームに加わって本人の意思決定支援をすること、③本人は自分の意思を初めから言葉として形成しているわけではないため、思いの断片を拾って形作る支援をすること、④ピースのパズルのようにつなぎ合わせることで、本人が大切にしていること、気がかりなこと、人生や生活の目標などが少しずつ見えてくることの重要性が推測された。本人の意思が少しずつ見えてきて、2つ以上の選択肢から1つ以上を選んだり、あるいは、選択の過程で生まれた3つ目の選択肢も含めて1つ以上の将来の日常生活の在り方を選んだりした時、調査対象者は⑤本人が自分で「決めた」という実感をもっているか確認したり、「決めた」ことを実行するために求められる社会資源

を捜したりしていた。しかし、このような実践は、言うは易く、行うに難しい実践であることが推測された。調査対象者の多くは悩み、揺らぎながら意思決定支援をしていた。調査対象者自身にとっても個人の尊厳に基づく支援を理解するエンパワメントの場になっているように思われた。なお、本研究は、科学研究費助成事業・基盤研究C・19K02230の一部として行ったものである。

参考文献

1. 厚生労働省『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン』p.2.